

公示送達書

帯広市告示第 215 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び帯広市税条例（昭和25年条例第27号）第17条の規定により、下記の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、政策推進部税務室収納課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 8 月 27 日

帯広市長 上野 庸介



送達を受けるべき者

MUHAMMAD SUBHAN SHIDDIQ

送達する書類

国税徴収法第54条の規定による書類
国税徴収法第131条の規定による書類

法の規定により、公示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。